

1. 災害対策機能全般

(1) 防災

- 様々な災害に対応し、各種機能の効率的な連携が図れ、柔軟にスペースの活用を図ることができる計画とし、災害対策施設としての機能向上をめざします。
- 地震、火災、水害、噴火等多くの災害へ対応できる施設計画とします。
- 広場を中心とした低層型庁舎とリングテラスで、避難動線の短縮化・分散化等、機能性・安全性を強化した計画とします。

(2) 災害対策

○耐震安全性の目標

- 本庁舎は免震構造とし、国土交通省が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」における耐震安全性の分類を「構造体Ⅰ類、非構造部材A類、建築設備甲類」とします。大地震動後、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとします。
- 区民会館は耐震構造とし、接続する東1期棟との災害時における機能継続の連続性を向上させるため、また災害時の物資集積所としての機能確保するため、「構造体Ⅰ類」相当で整備します。また、人命の安全確保に加えて、機能確保が図られる「建築非構造部材A類、建築設備甲類」の建物として整備します。
- 構造体は、大地震動後、補修をすることなく建築物を使用できることを目標とします。
- 建築非構造部材は、大地震動後、災害応急対策活動などを円滑に実施し、危険物の管理上、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とします。
- 建築設備は、大地震動後、二次災害の防止を図るとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とします。

○災害対策機能の集約

- 発災直後から災害対策機能が確立できるよう災害対策本部長室、災害対策本部会議室、オペレーションルーム(70名程度収容)、無線室等の災害対策本部機能を東棟3階に集約します。
- 地下2階から2階までの4層で東西棟を接続することにより、災害時における東西棟の連携を強化します。
- 西棟1階に災対世田谷地域本部を設置します。

○サーバー室

- 大規模災害時の対応において、被害状況の把握、災対統括部から災対各部間の情報伝達や情報共有を行うなど、最低限必要なシステムが稼働するよう、利用可能な認証基盤システムを構築し、サーバー室を東棟地下1階と西棟地下2階に設置します。

○物資・情報供給拠点としての位置づけ

- 広場は、緊急車両(自衛隊・警察車両など)・物資供給車両スペースとして活用します。
- 東2期棟1階に災害情報を含め、様々な情報の発信の場として、エフエム世田谷のサテライトスタジオを設置します。
- 区民会館は、災害時の物資集積場所としての利用を想定し、エントランスホールやホワイエ、舞台を中心に約700㎡の空間を確保します。また、ピロティ下や搬入口等から物資搬入が可能となる計画とします。

○低層階全体の災害対策施設への転換

- 東2期棟1階の区民交流スペースは、災害時に活用可能なスペースとします。
- 非常時は、非常用電源でエレベーターの一部を稼働させますが、万が一エレベーターが停止しても、低層化により、上下移動が円滑に行え、応急災害対策業務等が安全かつ迅速に行える計画とします。

○防災備蓄倉庫

- 災害時の本庁舎従事職員1300人分の食料3日分、飲料水(ペットボトル)3日分及び排便収納袋を収納する防災備蓄倉庫を東1期棟地下1階に配置します。

○防火水槽

- 東西敷地に1か所ずつ防火水槽を設置します。

○避難

- 区民、職員が災害時に適切に避難できるよう、分かりやすい案内等に配慮します。また、障害者の避難も考慮し、デジタルサイネージの活用や火災報知器と連動した光警報器や音声誘導装置等の設置を検討します。

(3) 低層型庁舎とリングテラスによる安全性強化について

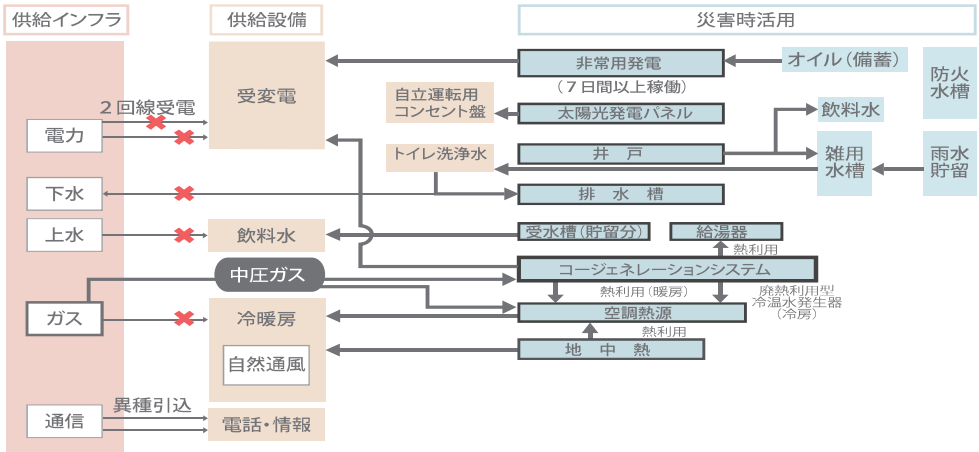
- 低層型庁舎により、1階広場や近隣避難場所への避難が迅速に行いやすい計画とします。
- 2階リングテラスにより避難動線の分散化を図り、避難時の安全性向上に繋がります。
- 災害時において広場に緊急車両が停車している際に2階リングテラスによって職員の歩行動線を確保します。
- リングテラス下やピロティは、日影や雨があたらない場所として災害時に有効に活用します。
- リングテラスについては、災害時に広場へ緊急車両が進入することを踏まえた高さを確保します。
- リングテラスの構造体は、庁舎と同程度の耐震性を備えたものとします。

(4) 周辺のネットワーク

- 本庁舎等が孤立した要塞にならないように、特定緊急輸送道路などとの関係を踏まえ、周辺とのネットワークや周辺の街づくりも視野に入れた整備を進めていきます。
- 災対地域本部となる総合支所、拠点隊となるまちづくりセンターとの連携を強化できる設備等の導入を検討します。

(5) 災害時の機能確保

- ①電力
 - 受変電設備や非常用発電機等を適切に設置することにより、災害発生時からインフラ復旧まで庁舎機能を維持できる計画とします。(東棟・西棟)
 - 受変電設備は棟毎に高圧電力による本線・予備電源の2回線受電を計画します。(東棟・西棟)
 - 非常用発電機は、液体燃料の備蓄により7日以上稼働できる計画とします。(東棟・西棟)
 - 太陽光発電やコジェネ発電を設置し、日常利用時の環境性能と災害時の防災性能を両立できる計画とします。
 - 上記の発電機により最大電力の約50%程度の機能が維持できる計画とします。(東棟・西棟)
- ②通信
 - 通信(電話・情報)の引込み計画は、信頼性、安全性を確保するため異種引込み(金属、光)を考慮します。(東棟・西棟)
 - 災害時の情報収集のため、防災無線、電話、情報、テレビ等が利用できるよう、各機器には非常用電源を供給します。(東棟・西棟)
- ③給水
 - 震災時に給水本管から上水を受水できない場合、受水槽の水を活用するため、感震器により作動する遮断弁を計画します。また、防災井戸の地下水は、区民及び職員への給水に活用する他、雨水の貯留が無くなった場合に、トイレ洗浄水への利用も可能な計画とします。(東棟・西棟)
- ④排水
 - 震災時に下水道本管に放流できない場合、トイレなどの排水をピット内の汚水槽に放流できるよう切替装置を計画します。汚水槽の容量は東棟・西棟の合計で約250m3を確保します。(東棟・西棟)
 - 世田谷区建築物に係る住環境の整備に関する条例に基づき、マンホールトイレを設けます。
- ⑤都市ガス
 - 震災時に破断の可能性が少ない中圧ガスを引き込みます。(東棟・西棟)
 - 震災時に冷暖房を必要とする室は、発電機からの電源供給、若しくはガス熱源機器により運転可能とします。(東棟・西棟)



(6) 災害時の電力、空調の供給エリア

- 災害時には、非常用発電や中圧ガスにより庁舎機能の維持を図りますが、発電機の能力には限界があるため、電力、空調については、以下のエリアを設定し、各エリアでの活動内容に応じた供給内容とします。

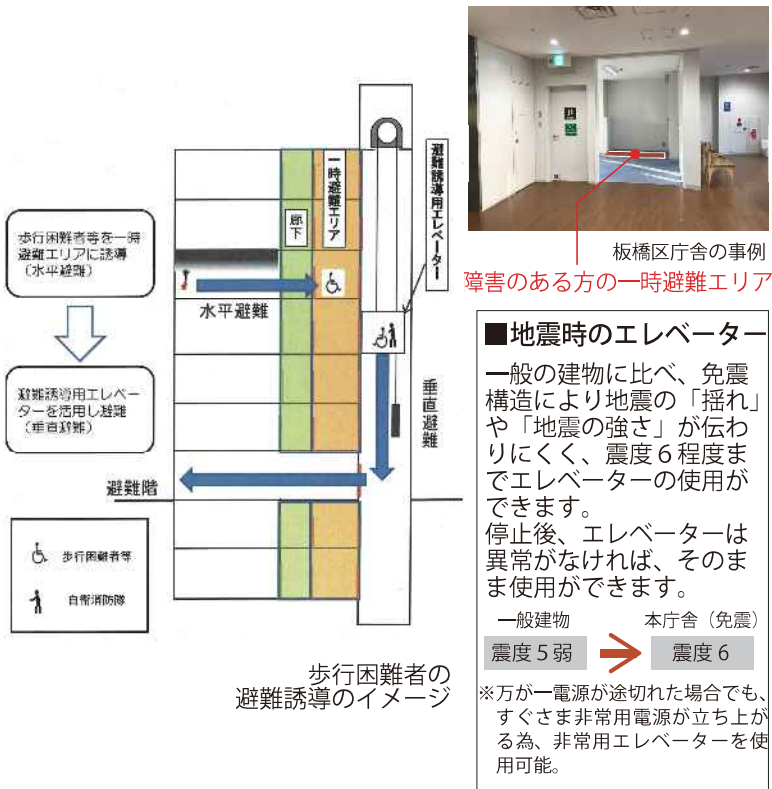
エリア	災害時の活動	対象とする機能	電気、空調等の供給			
			コンセント※	照明	空調	換気
エリア4	災害時フル稼働するエリア	災害対策本部 災対世田谷地域本部 基本的な庁舎機能	○	○	○	○
エリア3	災対各部が配置されるエリア(フロア)	災対各部	○	△	△	○
エリア2	特定の目的に使用するエリア	仮眠場所 (職員、応援職員、応急危険度判定員など)	△	△	○	○
		物資保管場所 (応援物資、義援金品)	△	△	×	○
エリア1	その他のエリア	利用想定のないエリア	×	×	×	×

○:通常時と同じ供給量 △:通常時より制限した供給量 ×:供給なし

※コンセントは、パソコン、プリンター等を主な使用目的とする。

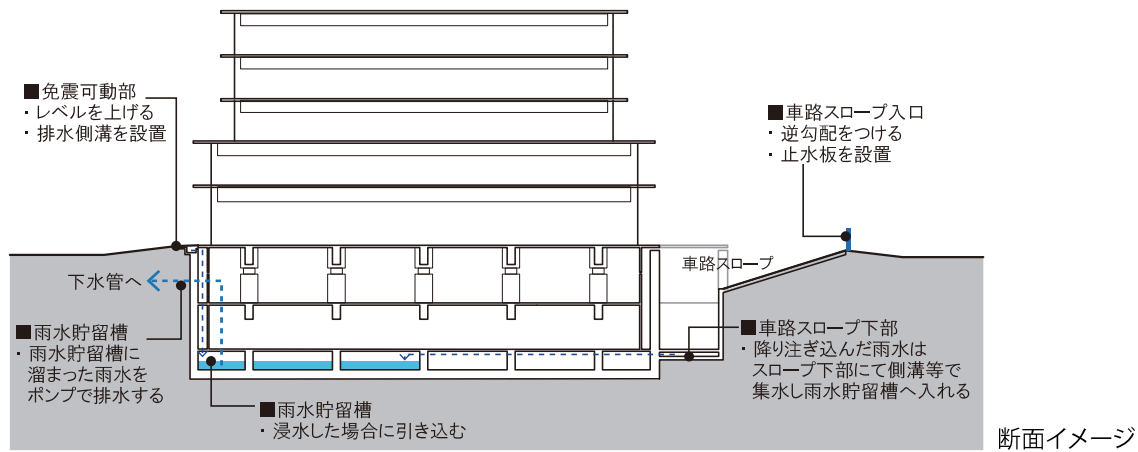
2. 火災時の対応

- ①防火扉・防火シャッターの防火区画により、火災が燃え広がることを防ぎ、安全な区画内へ水平避難ができます。
- ②避難階段で2方向に避難し、低層であるため避難階(1階)に、速やかに避難できます。
(避難階：直接地上へ通じる出入口がある階のこと、西棟は地下1階も避難階。)
- ③2階部分は、リングテラス経由で避難ができます。
- ④法令上設置が義務付けられている東棟に加えて、西棟の中央エレベーターを1ヶ所非常用エレベーターとし、障害のある方がエレベーターを利用して避難できるようにします。
(非常用エレベーター：火災時に消防隊が消火作業および救出作業に使用するもの)
- ⑤一般エレベーターは、火災発生後は避難階(1階)に移動し、停止します。
- ⑥避難階段内の踊り場を広く設け、安全な区画内に障害のある方の一時避難エリアを設置します。
- ⑦リングテラスから西棟の非常用エレベーターの一時避難エリアに直接出入りができます。



3. 浸水対策

- 近年のゲリラ豪雨などによる災害発生を鑑み、雨水貯留浸透施設を設け、庁舎への浸水を防止するとともに、雨水の流出を抑制します。
- (1) 想定降水量
世田谷区における1時間あたりの過去最大雨量となる110mmの降水量を想定します。
- (2) 浸水対策
3段階における対策によって浸水を防ぎます。
- ①建物への浸水を防ぐ手法
- 免震可動部は地盤よりレベルを上げ、側溝等を設置します。
 - 車路スロープの入口部は逆勾配とし、止水板を設置します。
- ②浸水した場合でも室内に水を入れない
- 浸水した場合は側溝や桟によって雨水貯留槽へ引き込み、溜まった雨水はポンプにて排水します。
- ③浸水した場合でも機能継続させる
- 万が一の地下階の電気室、機械室への浸水を想定し、床レベルを上げます。
 - 電気室、機械室の出入口には水密扉を設置し、浸水に備えます。



4. 火山灰対策について

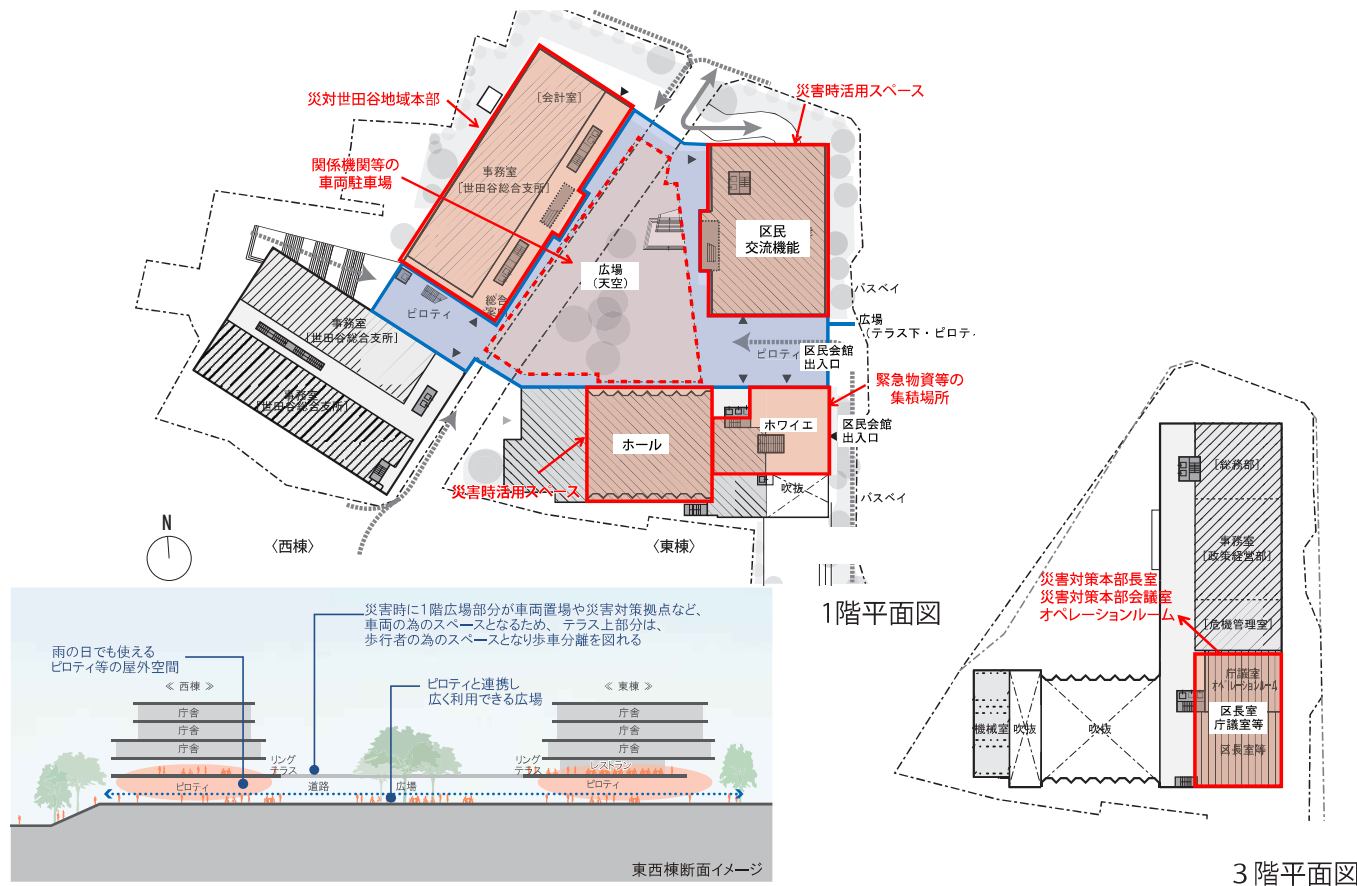
富士山噴火など降灰した場合、火山灰が給気設備から吸い込まれることにより、換気設備の故障が想定されることから、フィルターを給気設備に設置し、降灰時にも庁舎機能を維持できるよう対策を行います。



フィルターイメージ

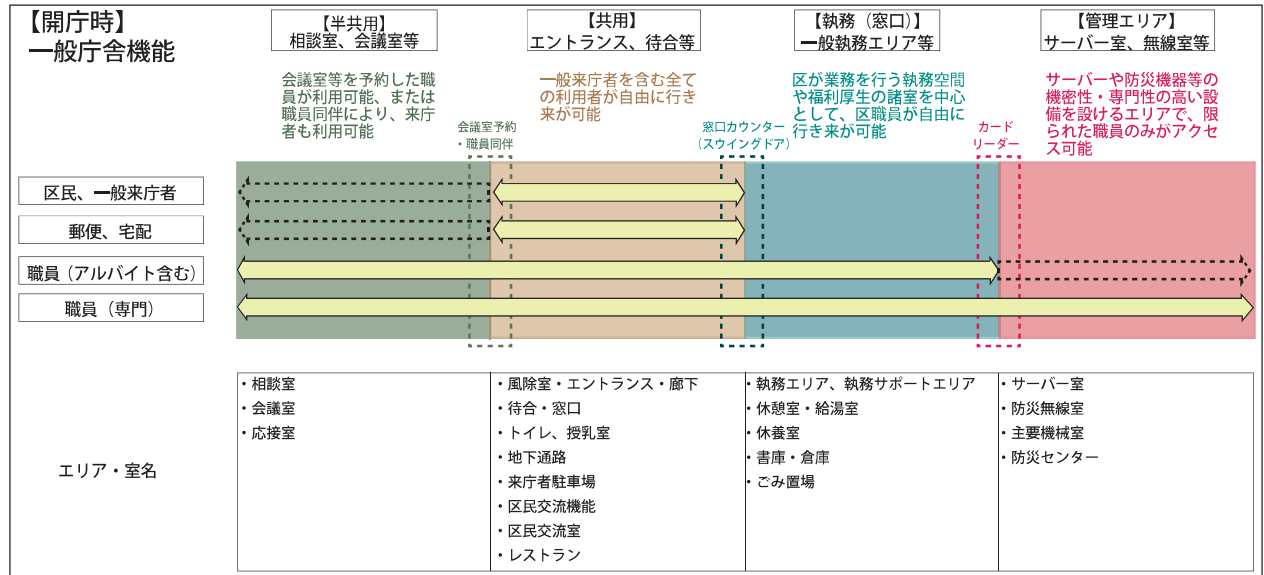
5. 災害時の庁舎利用

- 本庁舎では、震災時の災害対策本部のほか、豪雨時の水防本部など、様々な災害対策機能が設置されます。それに対応するため雨に濡れない屋外空間や、フラットなスペース、更には多くの会議室を整備し、災害時に活用するものとし、今後、部署配置を基に災害時の電力、空調の供給レベルを考慮し、災害時の施設利用計画を検討していきます。
- 他自治体支援職員の活動・待機場所は「会議室等」を想定します。
- 報道機関等への情報提供、記者の取材・待機場所は、災害対策本部長室(区長室)との関係性に配慮し、エリア区分が可能な会議室を活用します。
- 職員の仮眠室は、休養室を中心とします。
- 災害時に災対各部の本部室となる部屋(平時は会議室)を適宜配置します。
- 西棟地下2階の来庁者駐車場の活用について、今後検討していきます。



6. セキュリティ対策

- 建物内のセキュリティは、来庁者や職員が利用できるエリアを区分し、それぞれのエリアに応じたセキュリティ対策を講じます。
- 適切な箇所にICカードリーダーや、監視カメラ等を設置することにより、セキュリティの充実を図ります。
- セキュリティは防災センター(中央監視室)で一括で管理します。



1 庁舎案内及び窓口サービス

(1)基本的な考え方

○窓口エリア

- 中央の広場を囲むように本庁舎・総合支所を配置し、広場に面して窓口・待合・相談スペースを集約します。
- 区民利用の多い窓口の待合ロビーは広場に面して配置し、どこからでも目的先がわかりやすく、アプローチしやすい計画とします。
- 窓口エリアは奥行を十分に確保し、多種多様なカウンターや相談室、会議室などの配置が可能な計画とします。

○執務エリア

- 執務エリアを低層に集約し、ひとまとまりで広く、奥行きに余裕のある執務室を確保します。
- 執務空間の柱を無くし、区民窓口から専門性の高い部署まで、多様な執務レイアウトが可能な計画とします。
- オープンフロアでユニバーサルレイアウトとすることにより、将来の組織改正等の変化にも柔軟に対応できる計画とします。
- 窓口エリア、執務エリア、執務サポートエリアといった執務空間を機能の異なる3つのゾーンで構成し、相互に連携し合うことで業務効率性を高めます。
- 見通しの良いオープンな執務室は、フロア全体の状況把握に繋がり、業務の効率性を高めます。

○区民対応窓口等の配置の考え方

- 区民対応の窓口（世田谷総合支所、財務部、保健福祉部、障害福祉担当部、高齢福祉部、子ども・若者部、保育担当部、世田谷保健所（※2018年4月1日現在の組織名称））、及び区民交流機能関連部署（生活文化部）は、一番利便性がよく、また、フロアごとの連携が取りやすい、低層階（地下1階、1階、2階、3階を基本）に配置します。
- 世田谷総合支所の一体性を考慮した配置を優先とします。
- 関連性の高い窓口配置にあたっては、なるべく同一フロアに配置し、近接配置とする場合は、棟を跨がずに上下階に配置します。

(2)サイン計画の方針

○誰にでも分かりやすい

- 諸室の機能等に応じたカラー設定、視覚的で直感的にわかりやすいピクトグラムなどを用い、高齢者や障害者・外国人など誰にでも分かりやすいサインを計画します。
- 主要な案内サインについては、4ヶ国語（日本語・英語・中国語・ハングル）表記とします。

○フレキシブルな仕様

- 窓口の移動や部署名の変更、また機能変更やエリア変更に応じて更新がしやすい仕様とします。

2 ユニバーサルデザイン

(1)基本的な考え方

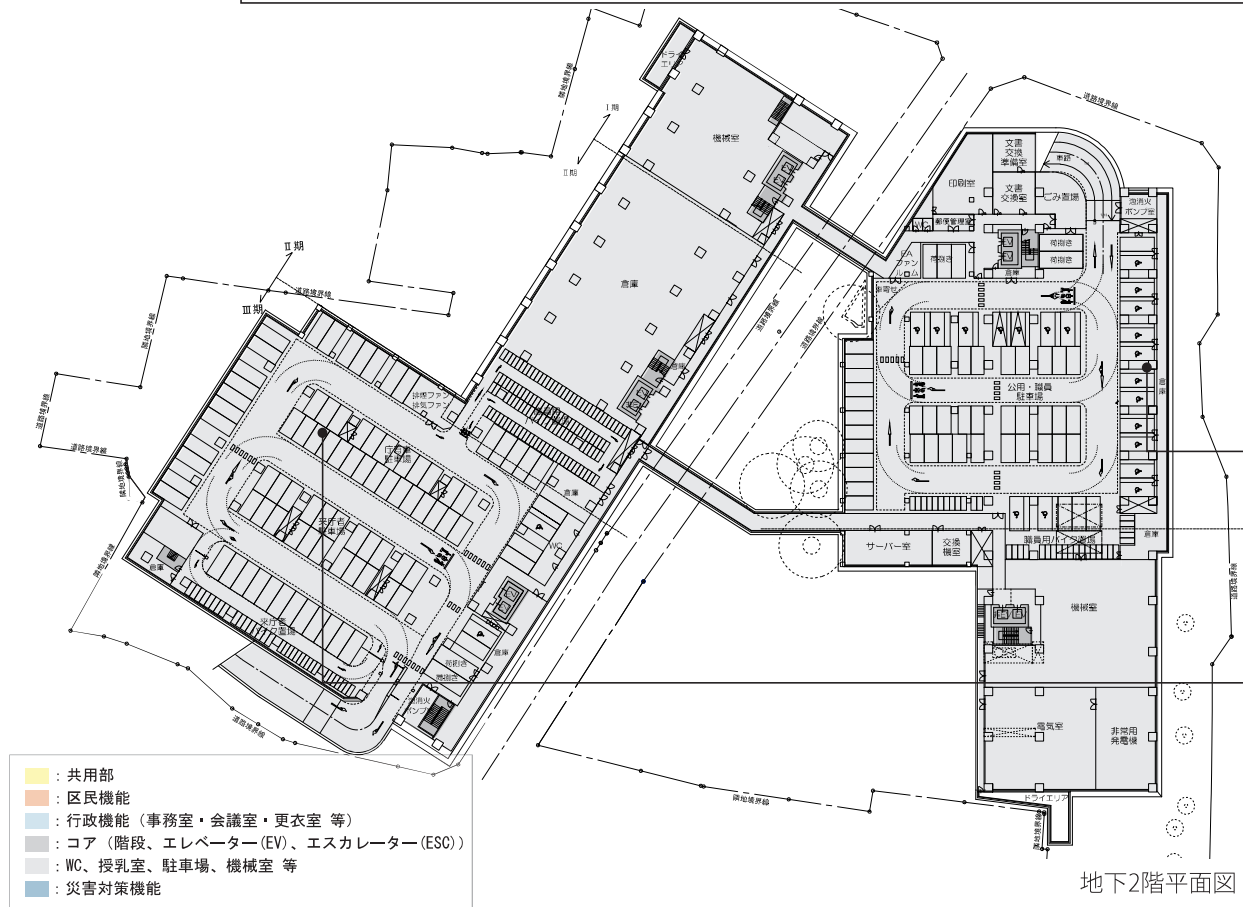
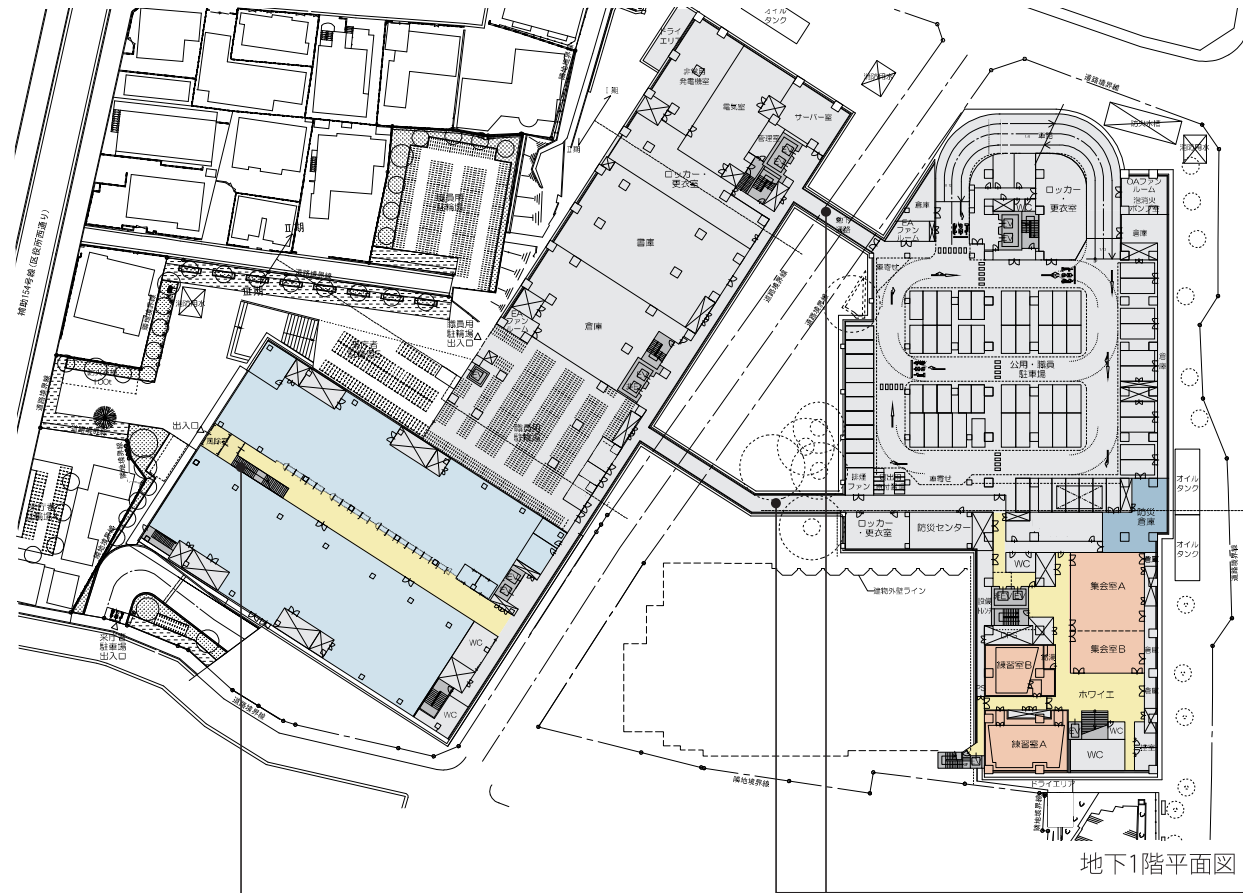
○すべての人にやさしい庁舎

- 「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、「世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例（通称：バリアフリー建築条例）」、「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、利用者の立場に立った、きめ細かな配慮によって、高齢者や障害者、外国人など、すべての人が利用しやすい庁舎を目指します。
- 設計段階においてユニバーサルデザイン検討会等を実施し、ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザー等の活用も図りながら、多様な区民のニーズを把握し、施工段階においても多様な区民の参加で整備を進めます。
- 屋外空間も含め、誰もが歩きやすく、車いす等での移動がしやすいよう、段差のない動線や避難スペースの確保、手すり・ベンチ等の設置を行います。
- ユニバーサルデザインの考え方に基づき、高齢者や障害者などすべての人が、東西南北どこからでもアクセスできるよう、エレベーター等を適切に配置します。
- エレベーターは、すべての人にとって使いやすいように、配置、大きさ、案内情報などの設備等に配慮します。
- 誰もが利用しやすい環境を整備するため、車いす用トイレやオストメイト対応設備、男女共用トイレなど、想定される多様な利用に対応したトイレをバランスよく、適切に分散配置します。その他一般トイレについても、高齢者や障害者、乳幼児などすべての人の利用に配慮した計画とします。

- 各棟への動線を地上レベルに加え、地下及び地上部で確保するため、東西棟の間に地下通路（地下1階、2階の南北）及び2階テラスを設けます。
- 西側から訪れた人が、庁舎内で地下1階から1階へスムーズに移動できるよう、風除室から入った正面に1階へ上がる階段を配置します。

- 職員用駐車場の障害のある職員用に20台分の車いす用駐車場を確保します。

- 来庁者用駐車場の車路は6m、車室の幅を2.5m確保し、駐車しやすい計画とします。また、車いす用駐車場を2台、エレベーターの近くに配置します。



08.区民サービス・執務環境計画 2（基本的方針 3：すべての人に分かりやすく、利用しやすい、人にやさしい庁舎・基本的方針 4：機能的・効率的で柔軟性の高い庁舎）

○トイレ

- 各棟各階の端部に配置することを共通とし、わかりやすい計画とします。
- トイレの規模については想定職員数、来庁者数に応じ、空気調和・衛生工学会の器具数算定基準を満たす計画とします。
- ユニバーサルデザインの考え方を基に、想定される多様な利用に対応したトイレをバランス良く設置する機能分散型配置とします。
- トイレ内には火災報知器と連動した光警報器と音声誘導装置を設置します。

○業務に応じた窓口カウンター

- 各部署の業務内容に応じ、ローカウンター、ハイカウンターを適切に配置します。
- 仕切りのあるカウンターを設けるなど、プライバシーに配慮し、誰もが安心して利用できる窓口環境となるよう整備します。
- 記載台は、利用者が申請書類等を記載しやすいよう、形状や高さに配慮します。
- 筆談用ボードの窓口への配備、タブレット端末を活用した遠隔手話通訳体制や補聴システムの整備など、障害者に配慮した設備を導入します。
- 子ども連れの来庁者が多い窓口付近にはキッズスペースを設置します。

○待合空間

- 高齢者や障害者の方でも快適に過ごせる待合空間を整備するとともに、子ども連れの方も安心して利用できるように、キッズスペースや授乳室などを設置します。
- 電光掲示板や大型モニター等の設置により、利用者にわかりやすく効率的な窓口サービスシステムを導入します。
- 繁忙期、臨時的な窓口設置を考慮し、現状の窓口混雑状況を踏まえ、相互に待合スペース等を共用できるように設置します。

○相談機能

- 利用頻度や相談内容に応じて、カウンター併設の相談ブースや共用または専用の個室形式の相談室を適切に配置します。
- 相談室は、個人情報やプライバシー保護のため、遮音性に配慮します。
- 発達障害や知的障害、精神障害の特性のある方や家族のためのクールダウン・カームダウンスペースは会議室・相談室を活用します。

○時間外出入口

- 来庁者の平常時の出入口と夜間窓口などの時間外出入口の場所が大きく異なることのないよう、施設計画を工夫します。

○エスカレーター

- 区民利用の多い東2期棟、西2期棟にエスカレーターを設置し、1階と2階の移動・連携をしやすい計画とします。
- 広場、ロビーに面して配置することでわかりやすい計画とします。

○エレベーター・階段

- 各棟（工区ごと）に階段は1箇所、エレベーターは2基以上設置し、ロビー、待合スペースに面してわかりやすく使いやすい配置とします。
- ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、だれもが使いやすい計画とします。
- 火災時の一時避難スペースを階段の踊り場や非常用エレベーターの附室等に配置します。

○共有部分・廊下等

- 窓口の待合ロビーは広場に面した明るい空間とします。
- 来庁者の利用する共有部分については、クランクを避けたわかりやすい形状とします。
- 通路幅は、ユニバーサルデザインの考え方をさらに発展させ、車いす同士でもすれ違える1.8m以上の確保を基本とします。
- 音声案内等の設置により、障害者へ配慮した移動空間を整備します。

○区民会館

- 区民会館の客席部には車いす席を設けられる計画とし、防音性に配慮した親子席を設ける等、誰もが利用しやすい計画とします。

○リングテラス

- 各棟への雨天時等の動線を地上部で確保するため、東西棟の間に2階テラスを設けます。
- 車いすの方や子どもが使用することにも配慮し、手すりを設置し、床をフラットなものとし回遊性を向上させます。

○フロアマネージャー

- 初めて手続きに訪れた区民が、スムーズに手続きができるよう、申請書類等の記載補助も行うフロアマネージャーを配置します。また、区民の案内は総合案内と連携して行います。

○総合案内

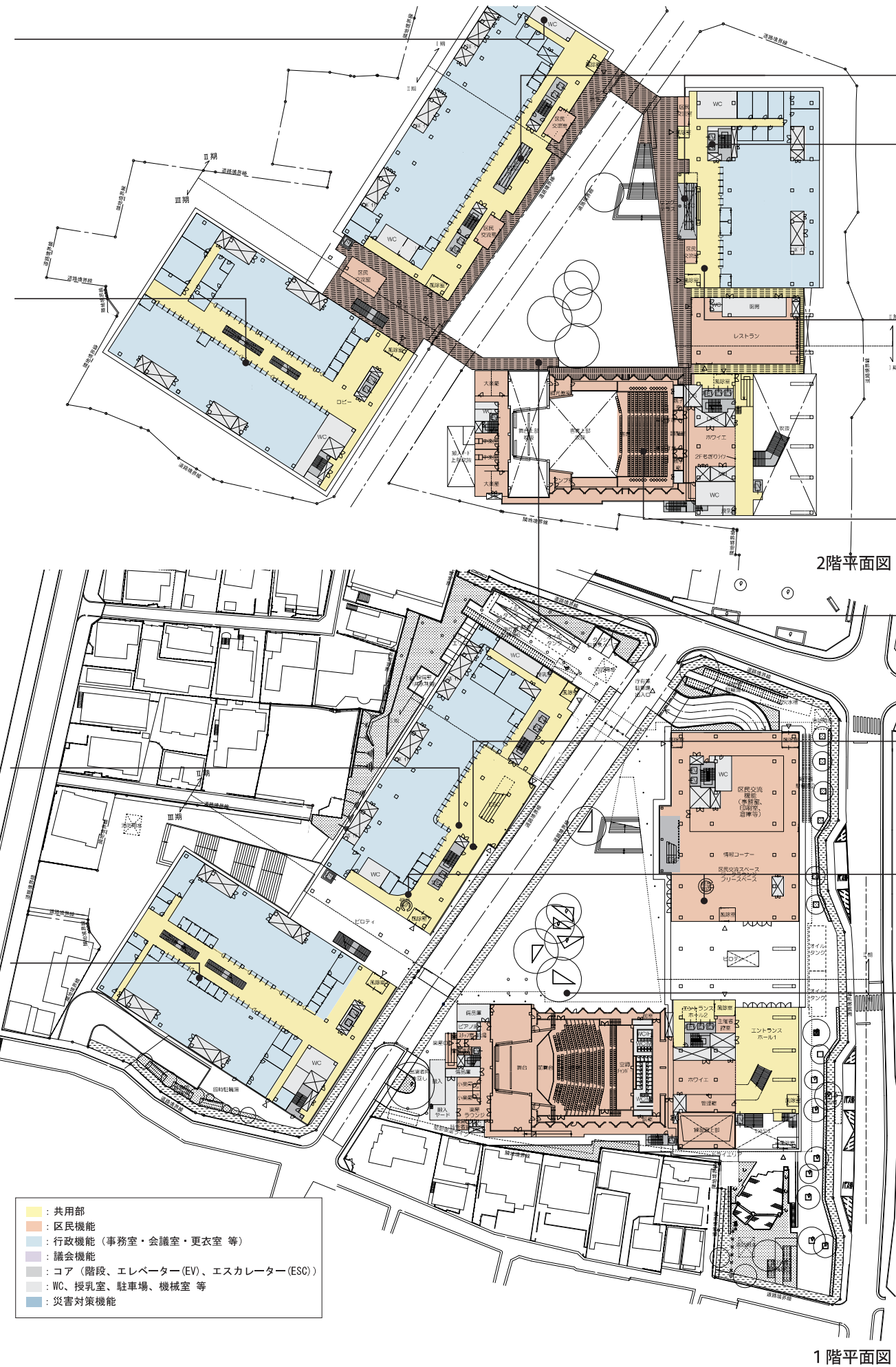
- 総合案内を東2期棟、西2期棟の1階出入口近くに設置し、来庁者のアプローチ動線上で、かつ庁舎全体を見渡せる場所に配置する計画とします。

○広場

- 広場を利用する区民がくつろげるよう、ベンチを設置します。

○その他

- 盲導犬ユーザーが安心して、庁舎を利用することができるよう、盲導犬用トイレを設置します。



■執務空間構成の考え方
(標準的な執務空間のゾーニング)

広場(広場、リングテラス)エリア

窓口エリア

執務(自席)エリア

執務サポートエリア

○来庁者にとって、分かりやすく、快適な環境を保つために、「窓口エリア」は広場に面した配置とします。

○スペース効率を高めるため、「執務エリア」は柱を無くし、区民対応の窓口や専門性の高い部署などが、多様な執務レイアウトをとれるように設えます。

○セキュリティを確保するため、区民などの来庁者が訪れる「窓口エリア」と職員のみが使用する「執務エリア」「執務サポートエリア」を明確に区画します。

○業務の効率性向上のため、職員同士の交流やコミュニケーションが図れ、自席と執務サポートエリアの各機能を業務内容に応じて使い分けられるように「執務エリア」と「執務サポートエリア」を隣接して配置します。

窓口と待合席の距離

現在の窓口は待合席から近く音漏れや視線の問題などがあるため、窓口カウンターと待合席に適切な距離を設け、窓口にいる来庁者のプライバシーに配慮します。

明瞭なエリア区画

窓口エリアと執務エリアを明確に区画し、職員が出入りする部分にはアオリ戸などを設置し、セキュリティを確保します。

オープンフロア・OAフロア

現在、収納等により課と課のコミュニケーションが図りにくくなっていることから、部・課の間に間仕切りを設けずフロア全体を有効に活用できるオープンフロアとし、各課や職員間のコミュニケーションが図りやすい機能的・効率的な空間とします。また、露出配線やモール類により、つまずきや断線などの危険性があることから、床下に一定の配線空間を設けたフリーアクセスフロア（OAフロア）を採用し、将来の行政需要の変化による組織改正等に伴うレイアウト変更にも柔軟に対応できるようにします。

ユニバーサルレイアウト

定期的に机等を並べるユニバーサルレイアウトにより、スペース効率の良い空間を構築し、組織改正や人事異動による職員の増減に柔軟に対応できるようにするとともに、執務サポートエリアを併設し、業務効率を向上させます。

執務サポートエリア

・打合せスペース
すぐに、気軽に様々な人数による議論が出来るスペース、中間キャビネットの天板面等を有効活用しながら即座に集まりコミュニケーションが出来るスペース、1つの目的を持ったメンバー同士が腰を据えて議論が出来るスペース、秘匿性の高い相談や籠った空間による集中討議が出来るスペースなど、様々な打合せに対応したスペースを構築し、モニター等を設置することでペーパーレス会議にも対応できるように設えます。

・マグネットスペース
日常的に皆が利用する複合機やごみ箱、シュレッダー、文具や消耗品などを集約・共用化し、職員が日常的に集まってくる空間をフロアごとに標準配置し、部門間コミュニケーションを誘発します。

・その他
昼食時には飲食を含む手軽なリフレッシュが可能なスペースとして活用します。また、部長席は、このエリア内に設けます。

待合室

待合席を窓口カウンター及び執務室に向けないことで、来庁者のプライバシーや執務エリアのセキュリティを確保します。

窓口カウンター

窓口系フロアのカウンターは、来庁者が2人でも座れるように十分な幅を確保し、相談内容に応じた適切なカウンターの高さとするとともに、必要に応じパネルを設置し、相談等のプライバシー性を高めます。

非窓口系フロアのカウンター

非窓口系のフロアでは、窓口カウンターと収納を兼ねたハイカウンターとすることで、スペース効率を高めます。

来庁者との打合せ

窓口エリアには共用スペースを設置し、来庁者との打合せを執務エリア外で行うことでセキュリティを確保するとともに、個室等も設置し、プライバシーに配慮します。

収納の配置

収納の配置にあたっては、職員の業務上の動線に配慮します。また、現状、窓口カウンターから職員の席までの距離が近く、執務室内のパソコン画面が見えてしまう部署もあるため、来庁者から職員の自席の手元資料やパソコンモニターが覗きこめないように窓口と執務机の間に収納を配置し、プライバシーやセキュリティに配慮します。ただし、窓口に来た来庁者の視認性を確保するため、低い収納とします。

執務デスクの向き

来庁者にすぐ気付く為に職員が窓口へ背を向けないこと、また職員のモニター等が窓口から見えないよう配慮し、島の向きは窓口に直行させます。

執務空間の動線確保

ユニバーサルレイアウトにより、執務室内には明確な動線を確保し、部署間の連携を図りやすくすることで、業務効率を向上させます。また、主要動線は、車椅子や台車が無理なく移動できる有効幅を確保します。

○会議室の整備

・会議室は原則全庁共用化し、必要な規模・数を確保したうえで、システム等を活用し、効率的に予約できる体制を整備します。

・中会議室及び大会議室については東棟の6階、西棟の3、4階に集約して配置します。小会議室については、各フロアに配置します。中会議室及び大会議室は可動間仕切りなどにより、必要に応じて規模を変更できる仕様とします。

・電子錠（ICカードなど）や、デジタルサイネージ等を活用した入退室情報の取得や各会議室に近接した場所で、直接、部屋の開閉錠ができるようにするなど、利便性・効率性の向上を図ります。

・情報保護の観点から、遮音性に配慮するとともに、利用目的に応じ、プライバシーに配慮した動線を確保します。

○書庫・倉庫

・書庫・倉庫は、主に西棟の地下に集約して配置し、各棟からアプローチしやすく、効率的に文書・物品が保管できるようにします。

○ICT利用環境

・モバイル端末を活用した働き方改革の実現やペーパーレス会議ほか、紙文書削減の徹底等に取り組みます。

・すべての会議室でPCを利用したペーパーレス会議が行えるように各会議室まで有線LANを敷設します。また、部屋の広さ、機能・用途に応じた大きさの大型モニターやプロジェクター・スクリーン、ホワイトボード等の設置を検討します。

○職場環境の整備

①ロッカー、更衣室

・ロッカーは全職員数分を確保します。

・ロッカー及び更衣室は、性別等に配慮し、また、職員の登庁の動線や利用頻度を勘案して、配置します。

・作業着、防寒着等などへの着替えが日常的に必要な部署については、利用頻度を勘案し、また、外出時の入退庁動

線を考慮し、地下1階に作業着等も収納できるロッカーを配置します。それ以外の職員については、来庁者動線とのセキュリティを明確に区分したうえで、原則、執務室と同じフロアにロッカーを配置し、また、スペース効率を高める工夫として、共用のコート掛け等を設け、ロッカーのサイズを縮小する等の検討をします。

②レストラン（食堂）

・職員、区民が利用可能な200席程度のレストラン（食堂）を東棟2階に設けます。

③休養室・休憩スペース

・休養室、休憩スペースを合わせて350人分を確保します。

・休養室については、横になることもできる休養室を、両棟に男女1箇所（各16名分程度の広さ）ずつ整備し、災害時の仮眠室として活用します。

・休憩スペースは、フロアにおけるスペース効率の向上と来庁者動線とのセキュリティを明確に区分するため、各フロアの端に配置し、自席では休憩できない職員や持参した食事を食べる職員のために、テーブル、椅子等を置いて休憩や食事がとれるスペースとします。また、まとまった広さ（男女共用、48名分程度の広さ）の休憩スペースを両棟に少なくとも一箇所は配置します。さらに、休憩スペースには給湯機能を備えます。

○公用駐車場、職員用駐輪場

①公用駐車場

・公用駐車場は、西棟の来庁者用駐車場と車両動線を分けるため、主に東棟の地下1～2階に配置します。

②職員用駐輪場

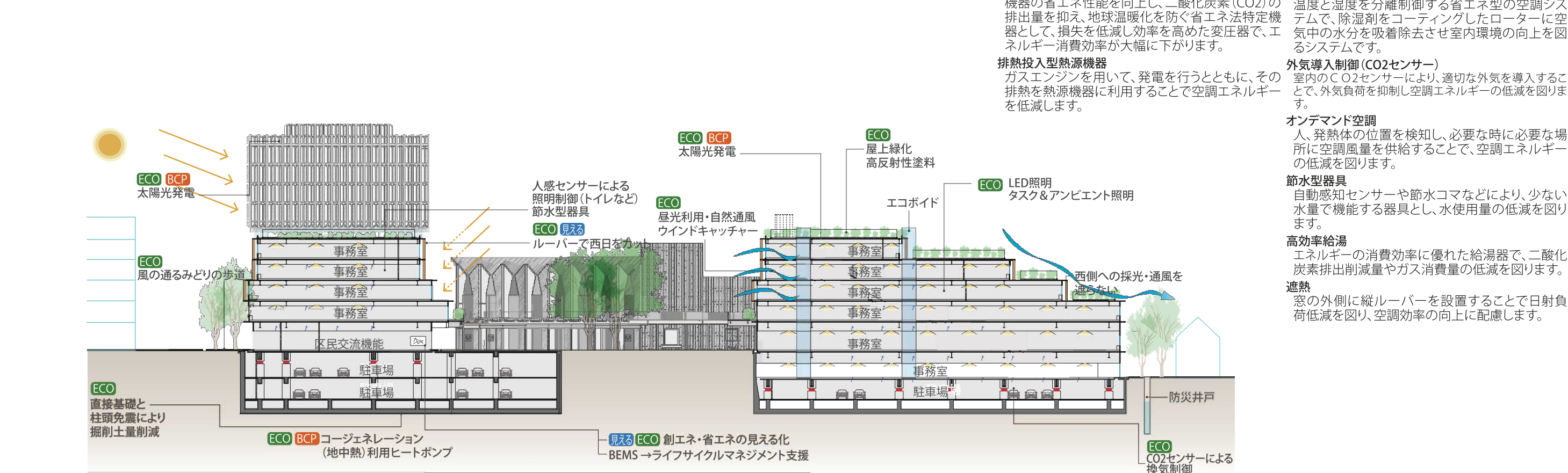
・職員用駐輪場については、補助154号線からレベル差なくアクセスできる西棟の地下1階及び西側敷地地上部に集約配置します。

1.基本性能

(1)地球環境への配慮 ①日常利用時の環境性能と安全性能を、災害時にも十分に発揮できる計画とします。 ②さまざまな手法を用いてCASBEEのSランクを目指し、ZEB Readyも視野に入れた計画とします。 ③区の環境配慮公共施設整備指針に基づき、CO2排出量を30%以上削減する計画とし、更に削減について検討します。 ④周辺の自然資産を把握し、生態系を身近に感じられる自然共生型の計画とします。 ⑤住宅地に適したパッシブデザイン、低層型施設に適したIoT環境システムを導入します。 ⑥本計画地は、住宅地に位置しながらも、ケヤキ並木や水景に囲まれた自然豊かな恵みのある環境となっています。その環境を十分に生かすとともに、施設内部には区民利用スペースを中心に積極的に木材を使用するなど、親しみやすい庁舎とします。	(2)省エネ技術を活かす3つのポイント ①環境負荷を最小化できる「低層型」の庁舎 ・低層型の建物により高層の建物と比較し、外壁面積が縮小され空調熱負荷を低減します。 ・敷地外周側は開口を最小とし、日射負荷抑制と近隣への視線制御を行います。広場側は眺望を重視した開口とし、遮熱・断熱性の高いLow-e 複層ガラスと縦ルーバーによる日射遮蔽で熱の侵入を抑え、温熱環境を良好に保ちます。 ②自然エネルギーを利用した省エネルギー設備 ・環境配慮を目的に地中熱を利用した設備を構築します。 ・環境配慮を目的に太陽光発電設備を配置します。 ・日常利用できる防災井戸を設けます。 ③その他の高効率な省エネルギー設備 ・高効率設備システムを導入し、省エネを図ります。 ・中央監視装置にBEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)を導入し、運用による省エネの実現を図ります。
--	---

(3)想定する環境技術
本計画の敷地特性や施設特性を考慮し、有効な環境技術を相乗効果を含めて検討します。

○自然の恵みを活かす手法 自然エネルギーを利用した、省コストかつ快適な環境をつくります。 昼光利用制御 室内に入ってくる明るさ(照度)を検知し、それに合わせて室内の明るさをコントロールする照明の制御であり、本計画では執務エリアが全体的に開放されているため、照明に関わる電力使用量が低減される計画となります。 太陽光発電 太陽光を太陽電池(ソーラーパネル)にて電力に変換する発電方式です。本計画では、屋上に最大限の屋上緑化を施しながら、出来る限りのスペースに太陽光パネルを設置し、全体で60kwの太陽光発電を設置します。電力量の削減の他、CO2の排出量も削減される計画となります。 外気冷房 外気の温湿度が室内温湿度よりも低い場合に、外気を取り入れて冷房に利用することで、空調エネルギーの低減を図る計画となります。	○BCP(災害時の機能維持)との両立 災害時でも安心できる設備システムを採用します。 コージェネレーション ガスエンジンを用いて、発電を行うとともに、その排熱を空調・給湯などに活かす技術であり、電力及び空調動力が削減されます。また、災害時も発電機としての利用が可能です。 井水利用 通常時は雑用水の補給水として利用し、災害時は区民及び職員への給水に活用する他、建物内のトイレの給水に利用します。 ○波及・普及効果を狙ったエコの見える化 中央監視システムで、エネルギー状況を可視化します。 BEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム) 室内環境とエネルギー性能の最適化を図るため、建物内のエネルギー使用状況や設備機器の運転状況を把握し、最適な運転制御を行うための中央監視システムです。	○徹底的な省エネルギー推進手法 費用対効果を検証し、最適な手法を採用し、省エネルギーで施設を運用します。 LED照明 全館LEDにて計画を行います。消費電力が減少することはもちろん、長寿命であるためLCC・維持管理費の削減につながります。 タスク&アンビエント照明 タスク(task:作業)とアンビエント(ambient:周囲)の2つの照明設備を用意し、作業面の明るさを確保しながら、ベース照明である全般照明の照度レベルを抑えて設定することで、無駄なく快適な作業環境を実現する照明方式です。照明による電力使用量が低減される計画となります。 人感センサー照明制御 常時不在で利用時間の短く照明の消し忘れの多い、トイレ、更衣室等の照明点滅に人感センサーを使用した照明点滅制御を行うことで、無駄な消費電力の削減を図ります。 トッランナー変圧器 機器の省エネ性能を向上し、二酸化炭素(CO2)の排出量を抑え、地球温暖化を防ぐ省エネ法特定機器として、損失を低減し効率を高めた変圧器で、エネルギー消費効率が大幅に下がります。 排熱投入型熱源機器 ガスエンジンを用いて、発電を行うとともに、その排熱を熱源機器に利用することで空調エネルギーを低減します。	高効率空調機・冷却塔 ヒートポンプ空調機はCOPの高い機器を選定し、空調機及び冷却塔はインバータを利用し、適正な運転をすることで消費電力量の低減を図ります。 VAV(変風量システム) 室内負荷に応じて送風量を変えることにより、冷暖房能力を調節し、消費電力量の低減を図ります。 VWV(変流量システム) 室内負荷に応じて冷水・温水の送水量を変えることにより、冷暖房能力を調節し、消費電力量の低減を図ります。 大温度差空調 熱源から空調機までの冷水・温水の行きと還りの温度差を通常より大きくし、送水量を小さくすることでポンプの消費電力量の低減を図ります。 潜熱分離(デシカント)システム 温度と湿度を分離制御する省エネ型の空調システムで、除湿剤をコーティングしたローターに空気中の水分を吸着除去させ室内環境の向上を図るシステムです。 外気導入制御(CO2センサー) 室内のCO2センサーにより、適切な外気を導入することで、外気負荷を抑制し空調エネルギーの低減を図ります。 オンデマンド空調 人、発熱体の位置を検知し、必要な時に必要な場所に空調風量を供給することで、空調エネルギーの低減を図ります。 節水型器具 自動感知センサーや節水コマなどにより、少ない水量で機能する器具とし、水使用量の低減を図ります。 高効率給湯 エネルギーの消費効率に優れた給湯器で、二酸化炭素排出削減量やガス消費量の低減を図ります。 遮熱 窓の外側に縦ルーバーを設置することで日射負荷低減を図り、空調効率の向上に配慮します。
---	--	--	---



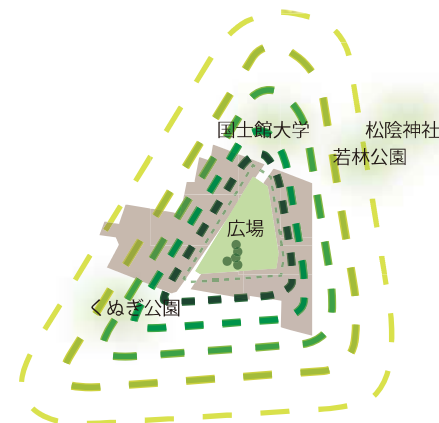
世田谷区本庁舎等整備基本設計(案)

2.みどりの配置計画

(1)コンセプト

①みどりの波紋

- ・広場のケヤキを中心に、みどりのネットワークが周辺緑地へと広域的に波紋状に広がることをイメージし、本庁舎のみどりを自然環境ネットワーク形成の拠点として位置付けます。



②武蔵野の雑木林

地域の原風景である「武蔵野の雑木林」をみどりの基本テーマに
世田谷の潜在的な自然環境の保全・創出をめざします



- ・本庁舎等のランドスケープ計画は、屋上部分も含めて地域に長く息づく自然環境と歴史的なみどりの風景を活用し、持続可能な環境づくりによって長く区民に親しまれる場の創出を基本コンセプトとします。
- ・四季折々の移り変わりや心地よい木漏れ日など、人々を寛容に受け入れてくれる身近な自然環境をめざします。
- ・区にはこの雑木林が小規模ながら各所に残されているため、本庁舎敷地とこれらのみどりのネットワーク化によって生物多様性・都市の微気象緩和(※1)など、快適な自然環境の新たな拠点をづくりだします。

※1 微気象緩和：地表面から数メートルのまでの気温上昇を和らげること。

(2)整備方針

①地域の植生に即した樹種の導入

- ・区役所の敷地にも既存のケヤキとともに、この雑木林のみどりを創出して、みどりと生物のネットワークの新たな拠点づくりをめざします。
- ・まとまった植栽帯を設置して、芝生の中に明るい雑木林があるような風景づくりを考えます。

②樹木の保全・再生・発展

- ・広場や東敷地東側の既存ケヤキの保存に努めるとともに、東2期棟の東側にケヤキを新植することで、現在のケヤキ並木を敷地北側まで延伸します。
- ・来庁者の主な動線に沿ってケヤキ並木を設け、豊かなアプローチ空間を演出します。
- ・池廻りの既存樹も、昔から親しまれてきたみどりの風景として受け継ぎます。

③生涯学習の場(環境学習)づくり

- ・「生きものつながる世田谷プラン」の方針に基づき、生物多様性、身近に体験できる地域の自然をベースとした環境づくりを行います。
- ・屋上に広がる地域の自然は、来庁者にも体験できるようにします。
- ・雑木林の自然観察や下草刈りなどを通じて、自然に親しむ区民協働の場をつくります。

④雨水流出抑制

- ・屋上の植栽基盤や地上の舗装部に雨水貯留の機能を持たせ、雨水の流出を抑制します。

⑤壁面緑化

- ・壁面緑化は維持管理等を踏まえ、適切に設置します。
- ・プランターボックス状の植栽をルーバーの間等に配置し、室内からもみどりが見える計画とします。

(3)植栽計画について

①みどりを活用した様々な活動

- ・みどり率33%以上を目標に、屋上にも緑化した庭園を設置し、敷地全体、建物全体でみどりに親しめる環境を整備します。
- ・計画ではみどり率34%を確保し、今後も緑化面積の確保について検討していきます。
- ・屋上緑化は地域の植生・生きものに触れられる場所等として計画し、可能な限り区民開放ができるように検討します。

②ケヤキ並木などのみどりの空間を再生・発展

- ・既存ケヤキの保存に配慮するとともに、東2期棟の東側にケヤキを新植することで、現在のケヤキ並木を敷地北側まで延伸します。
- ・来庁者の主な動線上にケヤキ並木をつくり、豊かなアプローチ空間を演出します。
- ・現バス折り返し所は廃止し、みどり豊かなオープンスペースを計画します。

③皆が親しめるための工夫

- ・テラスのある立体的な広場により、より身近に木々を感じられる場所として整備します。
- ・既存のサンクンガーデン(池)周辺は、区民会館集会室等へのアプローチ空間として再整備します。
- ・敷地周辺の緑道や公園等の緑地とのネットワークを形成し、生物多様性にも配慮した計画とします。

④近隣への配慮

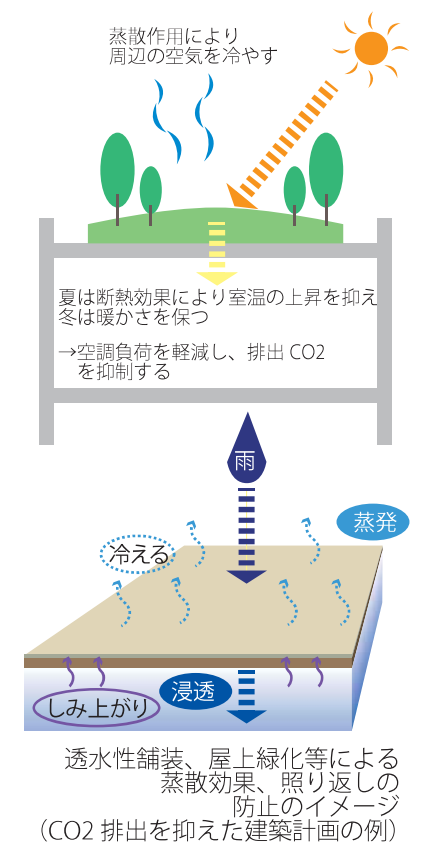
- ・敷地外周部に樹木を植え、近隣住宅との緩衝帯として整備し、見合いの防止などに寄与することで、建物の圧迫感の軽減に配慮した計画とします。
- ・落葉など近隣への影響に配慮した樹種を選定します。

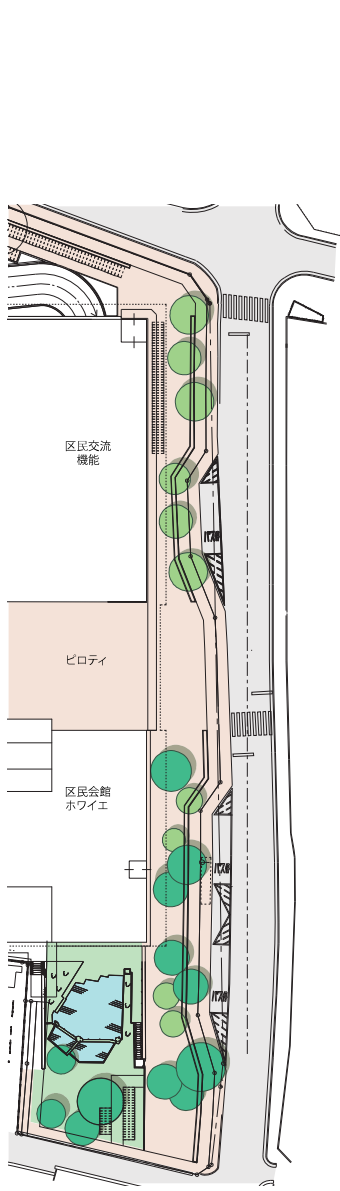
⑤既存樹木の取扱い

- ・既存ケヤキの保全に配慮し、建物やバスベイを整備します。
- ・建築計画上支障のあるケヤキ4本については、敷地内の別の場所へ移植します。

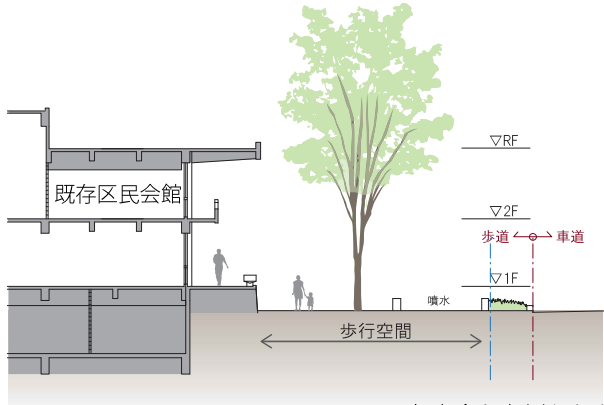
(4) グリーンインフラへの取り組み

グリーンインフラに関する項目	本計画における実施内容
良好な景観形成	・既存ケヤキを活かしたみどりあふれる景観形成
生物の生息・生育の場の提供	・既存水景を活かした生物生息の場の確保 ・まとまりのある中高木による鳥の宿り木
浸水対策(浸透等)	・三重の浸水対策 (施設に浸水させない、室内に入れない、機能を止めない)
健康、レクリエーション等文化提供	・屋上緑化部分を利用した区民の交流・学びの場
延焼防止	・建物は隣地境界線から後退距離を確保 ・緩衝帯として隣地境界線近くに中高木を設置
外力減衰、緩衝(降雨、地震、強風等)	・雨水貯留、透水性舗装等による敷地内処理 ・緩衝帯として隣地境界線近くに中高木を設置
地球温暖化緩和	・みどり率33%を上回る豊富な植栽計画 ・CO2排出を抑えた建築計画・運用計画
ヒートアイランド対策	・透水性舗装、雨水貯留浸透槽土壌、屋上緑化等による打ち水(蒸散)効果、照り返しの防止

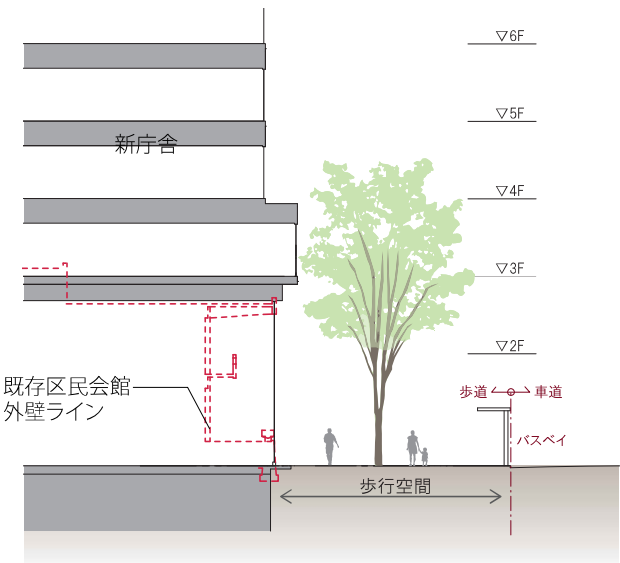




東側ケヤキ並木とバスベいの配置について



既存庁舎と東側ケヤキ



新庁舎と東側ケヤキ

凡例

- 替【ケヤキ 5 本】 樹木診断結果より、樹木の状態が悪く、残存させることが困難なため伐採するが、代替としてケヤキを新植する。
 - 伐【ケヤキ 1 本】 建物計画上支障があり、かつ移植しても活着度が低いため、伐採する。
 - 移【ケヤキ 4 本】 建物計画上支障があるため、移植する。
 - 新【ケヤキ 8 本】 新植するケヤキなど。位置については、建築計画の中で検討していく。
 - 【ケヤキ 18 本】 既存の樹木で残置するもの。
 - 【その他 8 本】
- ※樹種名の記載がないものは、ケヤキとする。

敷地全体のみどり率: 約34%

【地下1階】

○玄関・出入口

- ・西棟西側には、補助154号線（区役所西通り）から直接アクセスできる出入口を設置し、ロビー空間を設けます。
- ・東棟南側には、池に面して、集会室・練習室にアクセスできる出入口を設けます。
- ・西側からの来庁者がスムーズに1階へ上がるよう出入口に隣接して階段を設けます。
- ・東棟集会室・練習室の出入口へは、既存池を眺めながら地上から地下へ降りるアプローチ動線を設置します。

○公用・職員用駐車場

- ・西棟の来庁者用車両との動線を分けるため、東棟に庁有車や区議会議員用の駐車場を67台（庁有車47台、区議会用20台）を配置します。

○公用バイク置場

- ・東棟に公用バイク置場（11台分）を配置します。

○公用・職員用駐輪場

- ・補助154号線（区役所西通り）から高低差なくアクセスできる西棟の地下1階及び西敷地地上部に職員用・区議会議員用駐輪場（800台）を配置します。

○書庫・倉庫

- ・書庫・倉庫は、西棟地下に集約配置し、各棟からの台車等での移動にも配慮し、エレベーターに近接して配置します。また、大量の文書や物品の外部への持ち出しも考慮し、駐車場にアプローチしやすい位置とし、荷捌きしやすいように車寄せを設けます。

○ロッカー・更衣室

- ・庁有車用駐車場に近接して、東西棟に設けます。
- ・職務の性質上、作業着、防寒着などへの着替えや外出が日常的に必要な部署は、利用頻度を勘案し、また、外出時の入退庁動線を考慮し、ロッカーを配置します。
- ・ロッカー室内にシャワールームを設けます。

○防災センター

- ・建物設備（電気、機械設備）、セキュリティ、防災設備等を集中的に管理する防災センターを配置します。

○地下通路

- ・東西両棟を南北2ヶ所の地下通路で結び、人、物品等の移動等に配慮した計画とします。

○ホワイエ

- ・東棟に集会室、練習室用のホワイエを配置し、南側の風除室からも出入りできる計画とします。

○集会室

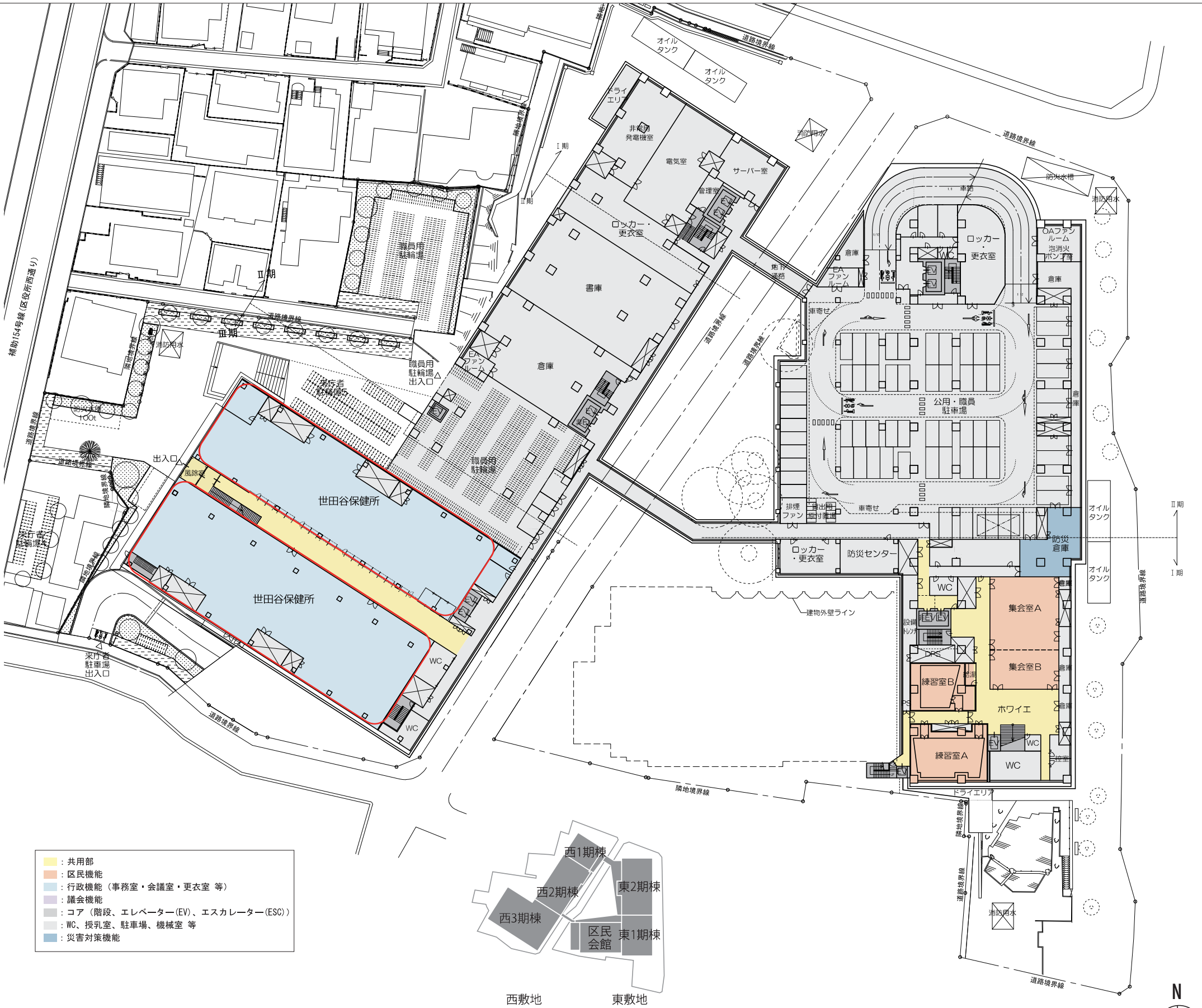
- ・東棟に大小2室を配置し、移動間仕切りにより、1室として使うことができる計画とします。

○練習室

- ・東棟に2室を配置し、音楽演奏やダンスの練習をはじめ、様々な用途で使える計画とします。
- ・ホール使用時の控室利用も想定し、観客動線とは別に楽屋・舞台への動線を確保します。

○部署配置

- ・西棟は、世田谷保健所（健康企画課、健康推進課、感染症対策課、生活保健課）を配置します。



※図中の組織名は2018年4月1日時点のものであり、将来の組織改正等については、オープンフロア、ユニバーサルレイアウトの中で対応できる計画とします。
※基本設計段階のものであり、今後変更になる場合があります。

【1階】

○玄関・出入口

- ・各方面からの来庁者がアプローチしやすい位置に建物出入口を配置します。

○総合案内・庁舎ロビー

- ・東西のメインアプローチに面した分かりやすい位置に総合案内を設置します。
- ・総合案内に近接した位置にロビー空間を設けます。

○待合い

- ・来庁者の待ち合わせ、窓口での手続きの際の待合のための空間を、広場に面した場所に確保します。

○授乳室

- ・子ども連れの方が利用できる授乳室を整備します。

○エレベーター・階段

- ・各棟(工区ごと)にエレベーターは2基、階段は1ヶ所以上設置し、ロビー、待合スペースに面してわかりやすく使いやすい配置とします。
- ・西2期棟、東1期棟に1ヶ所ずつ非常用エレベーターを設けます。

○エスカレーター

- ・来庁者の多い1～2階間の移動や、テラスへの移動にも利用できるエスカレーターを設置します。

○トイレ

- ・ユニバーサルデザインに対応した使いやすい計画とします。
- ・職員数と来庁者数に応じた適切な器具数とします。

○区民交流機能

- ・ピロティ、広場に面して区民交流機能を設置し、区民会館ホワイエを含め一体的に利用できる計画とします。また区政情報センター、エフエム世田谷、売店など様々な機能を設置し、区民が利用しやすいスペースとします。

○広場

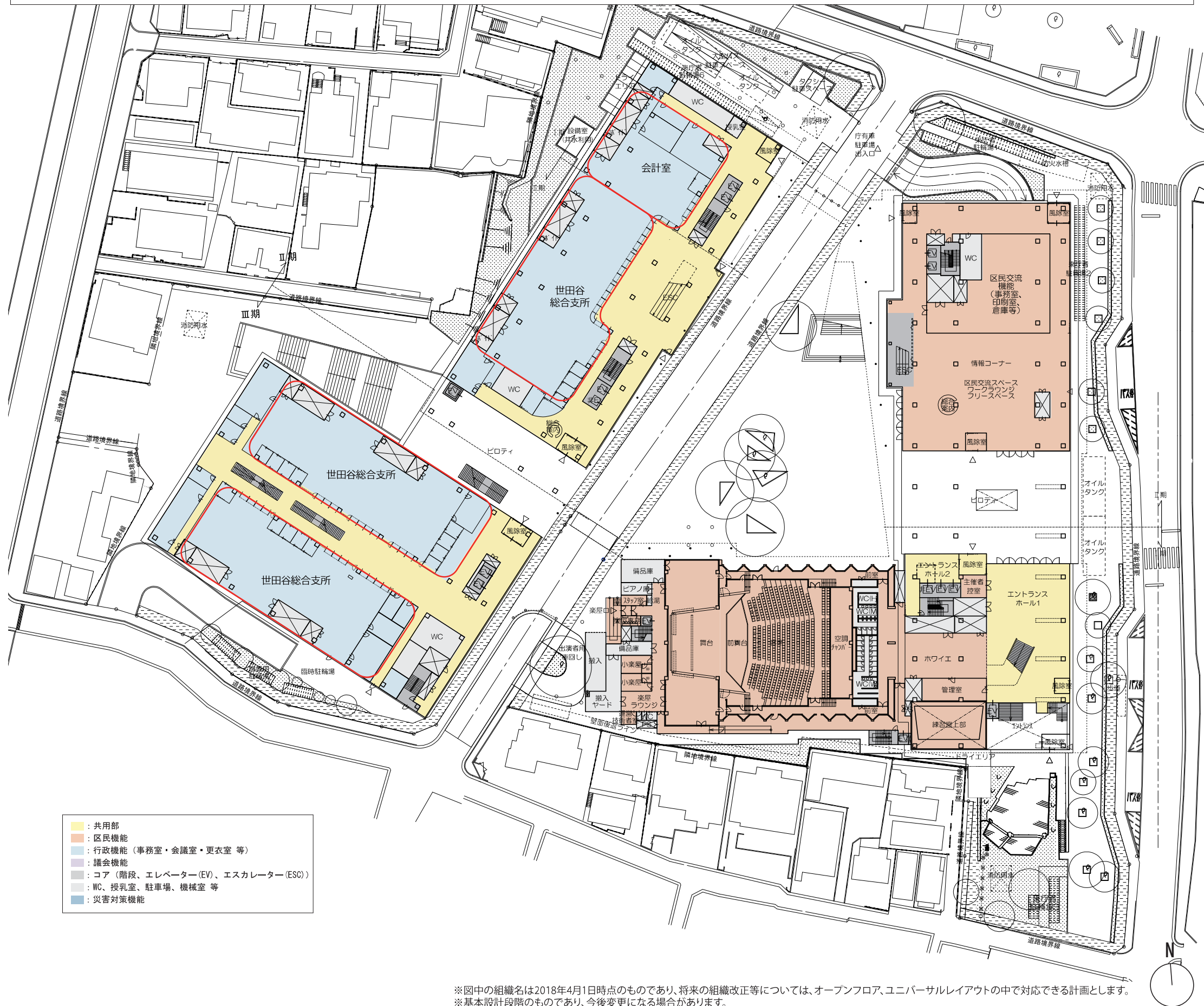
- ・既存のケヤキをできるだけ保存し、木漏れ日空間を継承します。
- ・広場に接する中央の区道は自転車歩行者専用道路をめざし、広場と中央の区道を一体的な利用ができるよう舗装等を工夫します。
- ・広場に大階段を設置し、2階のリングテラスに直接上がることができる計画とします。なお、スロープの設置については、今後、安全面、使いやすさ等を検証、検討していきます。
- ・広場をリング状にテラスで囲み、雨天時は雨に濡れずに東西間を移動できる計画とします。
- ・ピロティ、リングテラス下は夏の日差しが強い日には、日差しを避けた心地よい、活動や憩いの空間となります。

○その他

- ・喫煙所、ATMの設置場所について、今後、検討していきます。

○部署配置

- ・西棟には、世田谷総合支所(地域振興課、区民課、地域調整課、街づくり課、生活支援課、保健福祉課、健康づくり課)、会計室(会計課)を配置します。



※図中の組織名は2018年4月1日時点のものとあり、将来の組織改正等については、オープンフロア、ユニバーサルレイアウトの中で対応できる計画とします。
※基本設計段階のものであり、今後変更になる場合があります。